

## 平成26年度徳島県職員（獣医師）選考採用試験実施要領

### 1 採用予定人員

7名程度

### 2 採用予定時期

原則として平成27年4月1日以降（ただし、年度途中での退職による欠員の状況等により平成27年4月1日前に採用される場合があります。）

### 3 職務の内容

県の関係機関において、家畜の防疫衛生、畜産の振興、環境・食品衛生事務・監視指導、と畜・食鳥検査、動物愛護管理、各種試験研究等の業務に従事します。

### 4 受験資格

(1) 免許 獣医師免許を有する者又は平成27年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者

(2) 年齢

ア 昭和50年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

イ 平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの者

(3) 欠格条項 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

(ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 5 試験日時、試験会場等

(1) 第1次試験（論文及び口述試験）

|               | 試験日時   | 試験会場                          | 合格発表                    |
|---------------|--|-------------------------------|-------------------------|
| 論文<br>・<br>口述 | 平成26年 8月24日（日）<br>ア 受付13時00分～<br>イ 試験13時30分～<br>16時頃 | 徳島県食肉衛生検査所<br>徳島市不動本町2丁目140-3 | 平成26年<br>8月25日（月）<br>正午 |

(2) 第2次試験（口述試験（但し第1次試験合格者に限る。））

試験日時：平成26年 8月25日（月）13時30分

試験会場：徳島県庁 6階 601会議室 徳島市万代町1丁目1番地

(3) 人事委員会の選考

第2次試験の合格者に対し、後日、人事委員会の選考を経て採用が決定されます。実施日時等については、該当者に別途通知します。

### 6 試験の方法及び内容

| 試験種目 | 方法及び内容   |
|------|--|
| 論文試験 | 職務（獣医師）として必要な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。（1時間） |
| 口述試験 | 専門性、人柄等をみるため、個別面接を行います。  |

※ 論文試験の例題を、徳島県ホームページ（<http://www.pref.tokushima.jp/>）上に掲載しています。

## 7 受験手続

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 平成26年 7月 7日(月) から 8月 6日(水) まで  |
| 申込方法 | 申込みは、持参による方法と郵送による方法があります。<br>受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。<br>(1) 持参による申込み<br>受付期間中の執務日の午前8時30分から午後6時までに徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課に提出してください。<br>(2) 郵送による申込み<br>封筒の表に「獣医師申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」により徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課あて送付してください。<br>8月6日までの消印がある場合に限り受け付けます。 |
| 受験票  | 申込者に対して受験票を送付します。<br>8月18日までに受験票が到着しない場合は、徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課まで電話で連絡ください。  |

## 8 提出書類

次の書類を徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課に提出してください。

- ①受験申込書(指定様式) 1部
- ②面接カード(指定様式) 1部
- ③履歴書(市販のもので可。写真を貼付すること。) 1通
- ④獣医師免許証の写し(免許取得者のみ) 1通
- ⑤通常はがき(受験票として使用するため、表面に受験票送付先の郵便番号・住所・氏名を記入し、裏面には何も記入しないでください。)

## 9 給与

給料は、職員の給与に関する条例(昭和27年徳島県条例第2号)等の規定により、月額204,000円(平成26年4月1日現在)を基本とした上で、一定の職歴等がある場合には、加算されることがあります。

このほか該当者には、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

## 10 問い合わせ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課 (TEL088-621-2205)

メールアドレス: anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp

または、

徳島県農林水産部農林水産政策課

(TEL088-621-2385)

メールアドレス: nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp